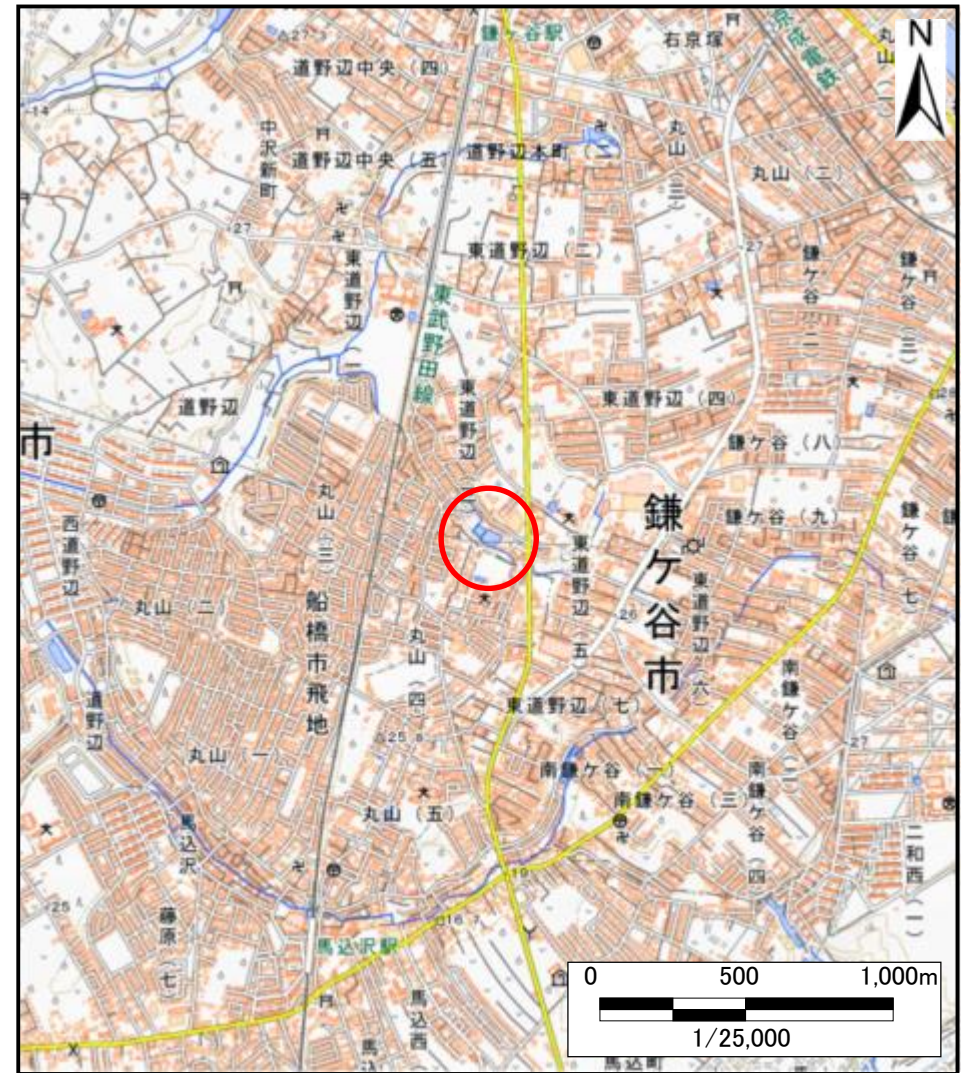


土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式1)



(1/200,000)

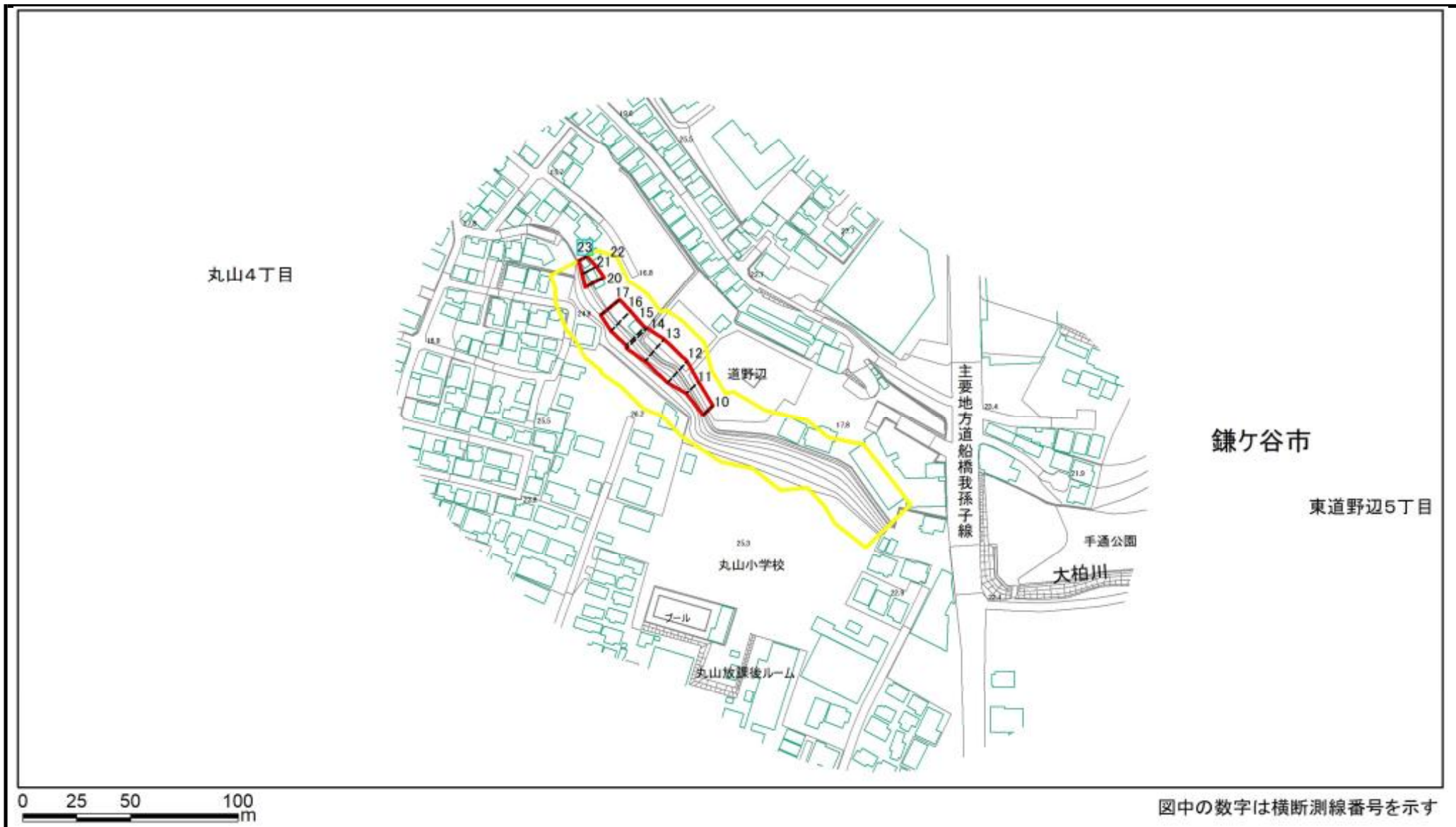


(1/25,000)

様式1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	箇所番号	I-022K2031
	箇所名	丸山8
	所在地	船橋市丸山4丁目、鎌ヶ谷市東道野辺3丁目

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 5JHf 51」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

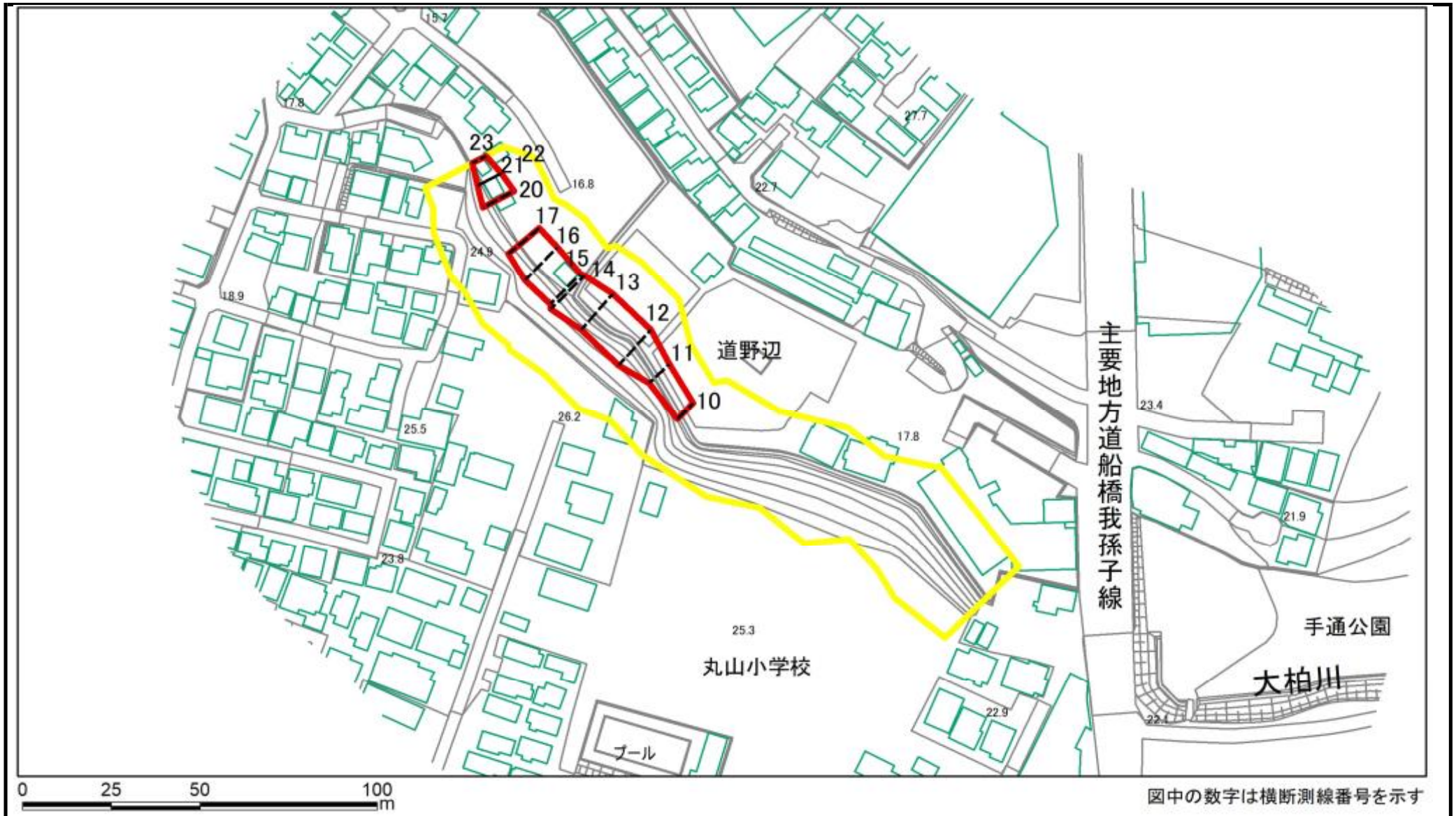
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)



図中の数字は横断測線番号を示す

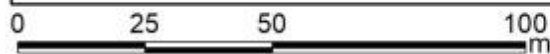
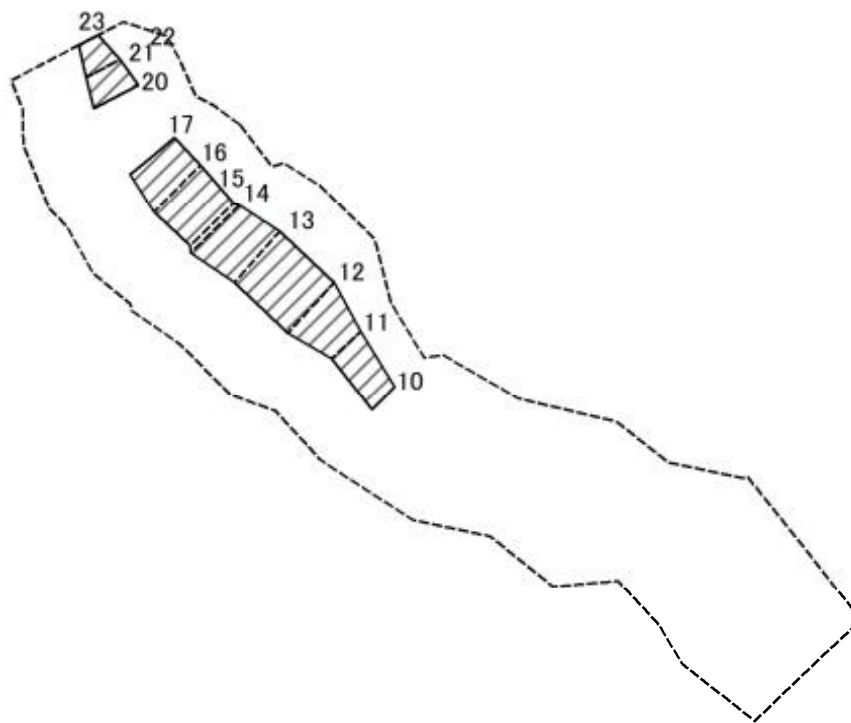
様式2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-022K2031
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	千葉県告示第108号 千葉県告示第112号	箇所名	丸山8
				告示年月日	令和7年2月28日	所在地	船橋市丸山4丁目、 鎌ヶ谷市東道野辺3丁目

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)参考図



様式2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(参考図)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-022K2031
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	千葉県告示第108号 千葉県告示第112号	箇所名	丸山8
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、 土砂等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示年月日	令和7年2月28日	所在地	船橋市丸山4丁目、 鎌ヶ谷市東道野辺3丁目
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
	それ以外の区域						

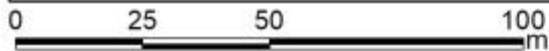
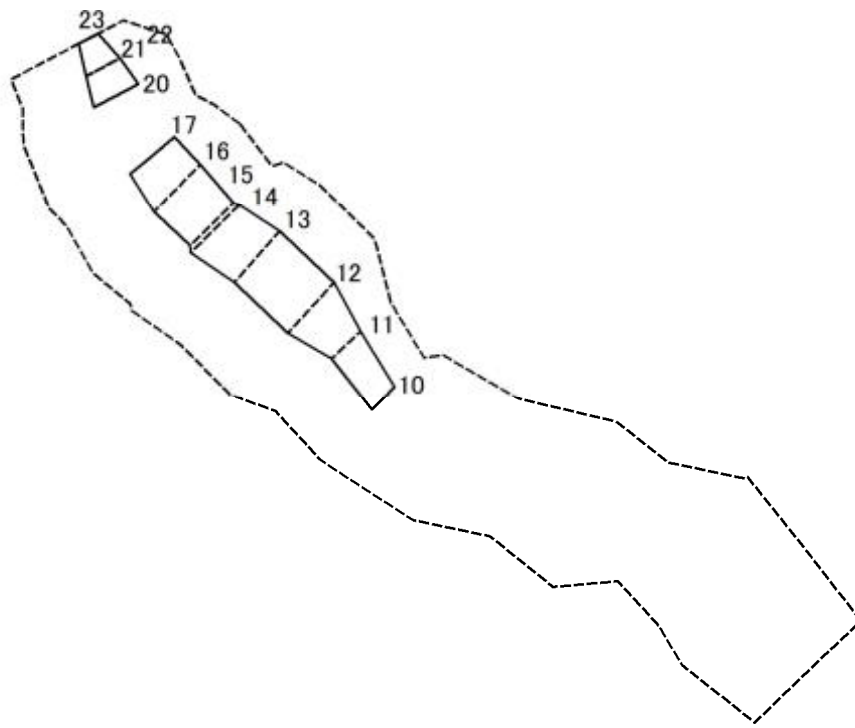
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-1(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:移動>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-022K2031
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示番号	千葉県告示第108号 千葉県告示第112号	箇所名	丸山8
		それ以外の区域			告示年月日	令和7年2月28日	所在地	船橋市丸山4丁目、 鎌ヶ谷市東道野辺3丁目

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:堆積>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-022K2031
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	千葉県告示第108号 千葉県告示第112号	箇所名	丸山8
		それ以外の区域			告示年月日	令和7年2月28日	所在地	船橋市丸山4丁目、 鎌ヶ谷市東道野辺3丁目

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式3)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	-	-	-	-	-	-
2 ~ 3	-	-	-	-	-	-	-	-
4 ~ 5	-	-	-	-	-	-	-	-
5 ~ 6	-	-	-	-	-	-	-	-
6 ~ 7	-	-	-	-	-	-	-	-
7 ~ 8	-	-	-	-	-	-	-	-
8 ~ 9	-	-	-	-	-	-	-	-
10 ~ 11	-	-	72.50	1.00	-	-	10.97	2.05
11 ~ 12	-	-	94.44	1.00	-	-	10.09	1.89
12 ~ 13	-	-	95.66	1.00	-	-	9.35	1.75
13 ~ 14	-	-	95.66	1.00	-	-	9.35	1.75
14 ~ 15	-	-	95.66	1.00	-	-	9.35	1.75
15 ~ 16	-	-	91.37	1.00	-	-	9.19	1.72
16 ~ 17	-	-	91.37	1.00	-	-	9.33	1.74
18 ~ 19	-	-	-	-	-	-	-	-
19 ~ 20	-	-	-	-	-	-	-	-
20 ~ 21	-	-	82.05	1.00	-	-	11.28	2.11
22 ~ 23	-	-	66.08	1.00	-	-	11.28	2.11

様式3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I -022K2031
	告示番号	千葉県告示第108号 千葉県告示第112号	箇所名	丸山8
	告示年月日	令和7年2月28日	所在地	船橋市丸山4丁目、鎌ヶ谷市東道野辺3丁目